

# 設 計 書

工事名称 松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事

工事場所 松戸市大金平五丁目4 1 4 番地

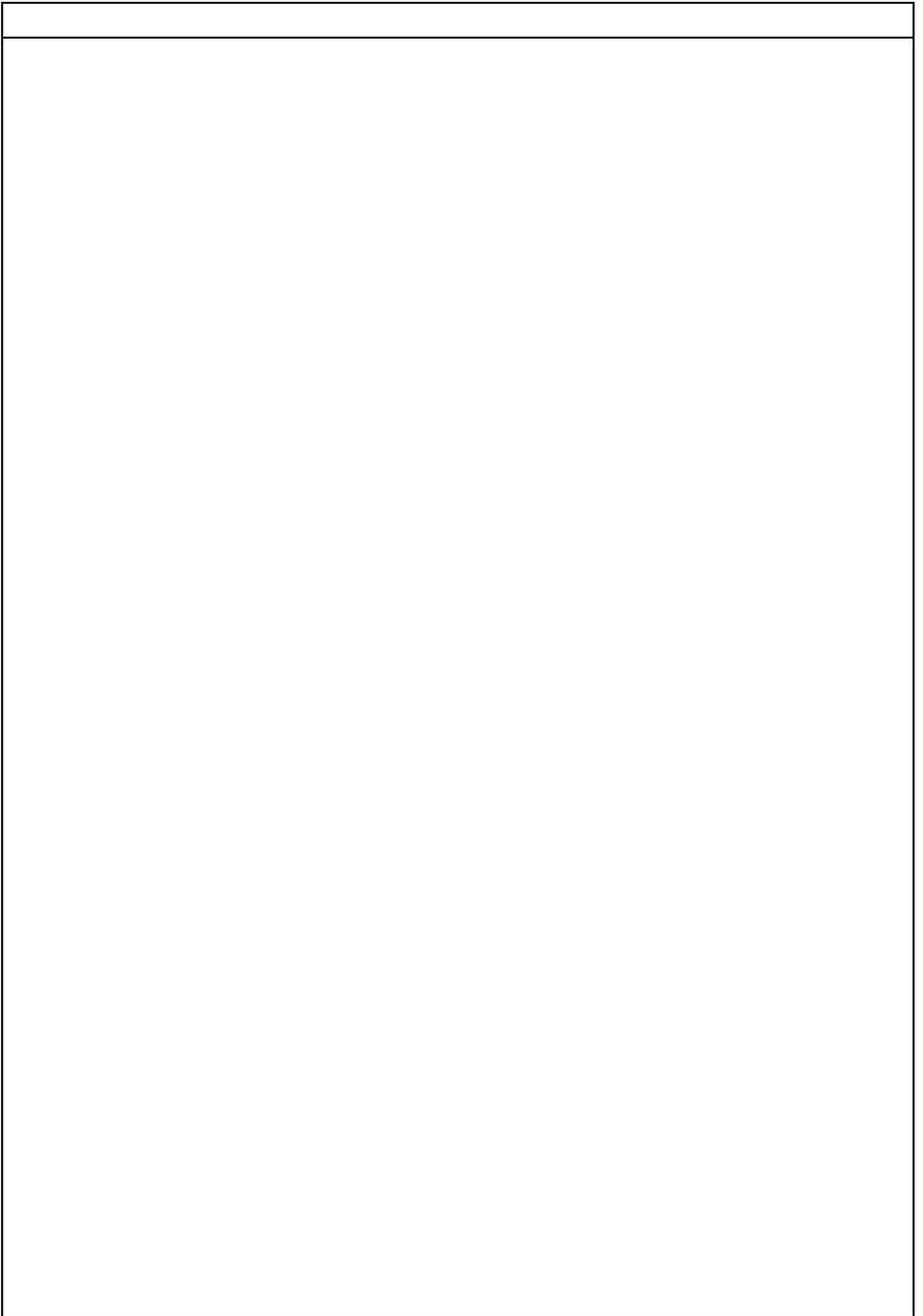
工 期 令和 7年 月 日 から  
令和 8年 3月13日 まで

設計年月日 令和 7年 6月 日

( 工事価格 )

前払金及工事出来高の内払回数については松戸市財務規則による。

参 考



































機械設備工事（大金平消防署）		空気調和設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
文字標識等		1	式			別紙 00-0001
据付費		1	式			別紙 00-0002
架台類		1	式			別紙 00-0003
機器固定用アカー		1	式			別紙 00-0004







機械設備工事（大金平消防署）		換気設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
据付費		1	式			別紙 00-0013
付属品		1	式			別紙 00-0014
電気配線配管		1	式			別紙 00-0015
機器固定用アカー		1	式			別紙 00-0016

機械設備工事（大金平消防署）		換気設備		ダクト設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ファン類		1	式			別紙 00-0017
保温		1	式			別紙 00-0018
スパイラルダクト外保温 (32K)	グラスウール 屋内隠ぺい,ダクト室内 アルミガラスクロス 150mm 保温厚25	10	m			
計						
あと施工アーカー		1	式			別紙 00-0019
ダクト切断		1	式			別紙 00-0020







機械設備工事（大金平消防署）		撤去工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
配管撤去類		1	式			別紙 00-0024
空調設備						
冷媒・断熱材 被覆銅管 往復 撤去	6.4mm（液 管） 12.7mm（ガス管） 1.25mm2-2C（VVF）	16	m			
ドレン管撤去	VP25	8	m			
排水管 保温撤去	グラスウール 天井内、パイプシャフト内 アルミガラスクロス 25A 再使用しない	8	m			
配管切断 （樹脂管類） ・手間のみ	配管切断 25A 保温無	1	か所			
換気設備						
スパイラル外（低圧、 高圧1、2外） 撤去	100mm 再使用しない	5	m			
自動制御設備						
空調用個別リモコン撤 去		3	個			
全熱交換ユニット用 リモコン撤去		3	個			
EM-CEEケーブル撤去	1.25mm2- 2C ピット・天井	19	m			
給水設備						
配管切断・閉塞	25A プラグ止め 洗面化粧台系統	3	か所			
排水設備						
配管切断・閉塞	50A プラグ止め 洗面化粧台系統	3	か所			
計						









## 現場説明書

1. 工事名称 松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市大金平五丁目4 1 4 番地

### 3. 説明事項

- ・ 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）である。
- ・ 受注者は、現場閉所（休息）による週休2日工事として取り組むこと。  
なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- ・ 週休2日制の実施にあたっては、「松戸市営繕工事週休2日工事試行実施要領」に基づき行うこと。
- ・ 2階仮眠室（2か所）を11月21日（金）、1階仮眠室（1か所）を2月20日（金）から部分使用可能となるよう工程を組むこと。
- ・ 別途、建築工事、電気設備工事が発注される。

# 松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事

## 図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
	【機械設備図】	
M-00	表紙・図面リスト	No Scale
M-01	特記仕様書（1）	No Scale
M-02	特記仕様書（2）	No Scale
M-03	案内図・配置図	1/2500・200
M-04	工事概要・凡例・機器表【改修前・後】	No Scale
M-05	1階平面図【改修前・後】（空調設備）	1/50
M-06	2階平面図【改修前・後】（空調設備）	1/50
M-07	R階平面図【改修前】（空調設備）	1/50
M-08	1階平面図【改修前・後】（換気設備）	1/50
M-09	2階平面図【改修前・後】（換気設備）	1/50
M-10	小型電気温水器移設 案内図、平面図	1/2500 1/100

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	表紙・図面リスト		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	No Scale	図面番号	M-00
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		

# 松戸市機械設備工事特記仕様書

第6版(2023.4.)

## 1. 工事概要

- 1. 工事場所 松戸市大金玉五丁目4 1 4 番地
- 2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m2)	消防法施行令別表第一	備考
消防署	RC	2	896.03	15項	仮設置改修

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す)

## 3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)

工事種目	工事種別						
	機	機	機	機	機	機	屋外
● 空気調和設備	● 一式						○ 一式
● 換気設備	● 一式						○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式						○ 一式
○ 自動制御設備	○ 一式						○ 一式
○ 衛生器具設備	○ 一式						○ 一式
○ 給水設備	○ 一式						○ 一式
○ 排水設備	○ 一式						○ 一式
○ 給湯設備	○ 一式						○ 一式
○ 消防設備	○ 一式						○ 一式
○ 厨房設備	○ 一式						○ 一式
○ ガス設備	○ 一式						○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式						○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式						○ 一式
● 撤去工事	● 一式						○ 一式
○ 昇降機設備	○ 一式						○ 一式
○ 建築工事	○ 一式						○ 一式
○ 電気設備工事	○ 一式						○ 一式

## 4. 指定部分 ● 無 ○ 有 ( : 指定部分工期 令和 年 月 日)

## 5. 設備概要 (●印の付いたものを適用する。)

方式及び種類	設備概要
● 空調方式	● 個別空調方式
● 主要熱源機器	● パッケージ形空気調和機
燃料	● 電気 ○ 都市ガス ○ 液化石油ガス
○ 自動制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式
○ 給水方式	○ 高層タンク方式 ○ ポンプ直送方式 ○ 水道直結方式
水通	○ 市水 ○ 泉水 ○ 無
○ 排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○合流式 ○分流式) ポンプ排水 ○有 (○汚物 ○雑排水 ○湧水 ○雨水) ○無 建物外放流先 (1) 汚水 ○直放流下水管 ○ (2) 雑排水 ○直放流下水管 ○
○ 給湯方式	○ 中央式 (○直接給湯 ○間接給湯) ○ 局所式 (○貯湯式湯沸器 ○瞬間湯沸器) ○ 都市ガス ○ 液化石油ガス ○ 電気
○ 消防設備の種類	○ 屋内消火栓設備 ○ スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備 ○ 連絡給水設備 ○ 連絡給水管 ○ 不活性ガス消火設備 (○ )

## 2. 工事仕様

- 1. 共通仕様
  - ① (図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁営繕部制定の下記仕様書等を採用する。 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。) 公共建築改修工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
  - ② 公共建築改修工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を採用する。
- ② 現場の納り等の関係による協議  
現場の納り、取り合い等の関係で設計図書(配管、配線、器具の位置、方法)による施工が困難、不都合な場合、または図面及び仕様書に明記なくとも技術上、安全上当然施工しなければならない工事は、施工図により監督職員との協議の上、請負金額の範囲内において変更を行うものとする。
- 3. 特記仕様書、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

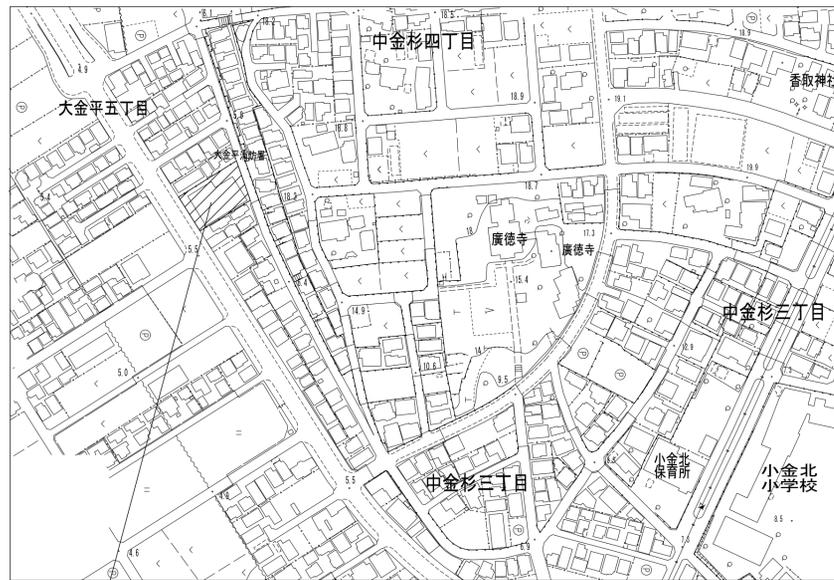
項目	特記事項
● 特定調達品目	①(1) 松戸市で定める「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 (2) 国等による環境物品等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(以下「グリーン購入法」という。))の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達に関する基本方針(平成28年2月)」による。 (3) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易性及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。)」に留意すること。
● 機材等	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。 (2) 別表-1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定め許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパッシブ型採集機器により行う。
○ 電気保安技術者	工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者( )の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行う。
○ 技能士の適用	○ 配管施工(配管工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付け)
○ 監督職員事務所	○ 設置する(○費用は請負業者の負担とする。 ○発注者の負担)
● 工事用電力・水・その他	● 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水 構内の施設 ○ 利用できない ● 利用できる(●有償 ○無償) 工事電力 構内の施設 ○ 利用できない ● 利用できる(●有償 ○無償)

項目	特記事項																																																												
● 足場その他	○ 別契約の関係受注者が指定したものは、無償で使用できる。(○ 建築工事 ○ 電気設備工事 で設置する。) ● 本工事で設置とする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。																																																												
● 建設副産物	本工により発生する建設廃棄物の計画量は以下のとおり 1) アスコン塊 ( t) 8) 混合廃棄物 ( m3) 2) コンクリート塊 ( t) 9) 飛散性アスベスト ( m3) 3) 建設発生木材 ( t) 10) 非飛散性アスベスト ( m3) 4) 建設汚泥 ( t) 5) ガラスくず及び陶器くず ( m3) 6) 金属くず ( m3) 7) 廃プラスチック ( m3)																																																												
○ 建設発生土の処理	○ 有 ○ 構内敷きならし(監督職員が指示する構内の場所) ○ 建設発生土搬出処理 ( ) 搬出先名称 ( ) 搬出先住所 ( ) 片道運搬距離 ( km ) 工事発注後、上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 片道運搬距離は積算上処理区分ごとに代表地点から算出した距離であり、実際の運搬距離と差異が生じた場合においては設計変更の対象としない。 搬出の際には、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検査を作成し、計量した結果の結果証明書を提出しなければならない。なお、計量する対象は、付表に定める排出試験26項目に「クロロエチレン」と「1,4-ジオキサン」を含めた28項目、含有量試験2項目とする。																																																												
● 石綿含有事前調査	● 元請業者にて行う。 石綿含有分析調査 ○ 本工事 ○ 別途 撤去方法 ○ 図示による																																																												
○ 石綿含有品																																																													
● 発生材の処理	● 金属類 (● 機器類 ● ダクト ● 配管 ● その他金属類)の処理は (● 構外搬出適切処理 ○ )とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 (○ )の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○ 別途 )とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物(○ 配管用成形保温材 ○ フランジ用ガスケット)の処理は (○ 構外搬出適切処理 ○ 別途 )とする。 ○ 上記以外のもの(● ドレン管保温材 ● 樹脂類 )の処理は (● 構外搬出適切処理 ○ 別途 )とする。 ○ 建設リサイクル法における再資源化等を行う特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。																																																												
● 冷媒(フロン類)の回収	● 本工事 ○ 別途 冷媒等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督職員に提出する。 ● フロン回収管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し 土質調査 ○ 要 ○ 不要 ( )																																																												
○ 埋め戻し・盛土	○ 根切り土の中の良質土 ○ 山砂の類																																																												
● 工事写真	国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(平成31年版)」による。																																																												
○ 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設置。																																																												
○ 総合調整	○ 本工事 ○ 別途 調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。) ○ 風量調整 ○ 風量測定 ○ 水量調整 ○ 水量測定 ○ 飲料水の水質の測定 ○ 騒音の測定 ○ 気密試験 ○ 初期運転状態の記録 ○ エアコン調整 ○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 室内外空気の温度度の測定																																																												
● 容量等の表示	1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																												
● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地震係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度																																																												
	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">● 特定の施設</th><th colspan="2">○ 一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地階・1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table>	設置場所	機器種別	● 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			● 特定の施設		○ 一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																								
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																								
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																								
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																								
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
	・ 上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 ・ 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・ 重要機器は次のものを示す。 ○ 給水機器 ( ) ○ 排水機器 ( ) ○ 換気機器 ○ 空調機器 ○ 熱源機器 ○ 防災設備 ○ 監視制御設備 ○ 危険物貯蔵装置 ○ 火を使用する設備 ○ 避難経路上に設置する機器																																																												
● 配管	(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。 ③(3) 100kg以下の軽量な機器においても耐震を考慮し、同等な施工または機器メーカーの指示する方法を確実に行うこと。ただし、機器は建物構造体より取り、天井材(軽金属鉄骨等)には取付ないこと。落下や転倒が生じた場合に災害が起こる場所に設置する場合は落下、転倒防止措置を行うこと。																																																												
	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。① 呼び径60Su以下 ○ SAS22規格の継手 (○ プレス式 ○ 扣管式 ○ ナット式 ○ 転造ねじ式 ○ 差込式 ○ カップリング式) ○ ハウジング形管継手 ○ 管端つば出しステンレス鋼管継手 呼び径75Su以上 ○ 溶接接合 ○ ハウジング形管継手 (2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 ○ (a フレキシブルジョイント) ○ (b ボールジョイント) ○ (c スリークッション) ③(3) 土間スラブ等の下が土中埋設配管となる場合は、その土間スラブからステンレス製の防食を考慮した吊り金物にて支持をとこと。 ④(4) 床下、ビット内、及び屋外露出配管の吊り及び支持金物(バンド・吊金物類)及びアンカー類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製とし、屋外露出の支持金物類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製、防錆処理が施されたものとする。																																																												

項目	特記事項																																
○ 絶縁継手	○ 地中埋設機等																																
● 保温	(1) 地中埋設機 ○ 要(図示による。) ○ 不要 (2) 埋設機用テープ ○ 要(排水管を除く) ○ 不要 ● 別表-2 保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部 (○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管(配管類には弁類を含む))は ○ 防凍保温 ○ 凍結防止ヒーター )を行う。 (対象機器: ) 防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 防凍防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。 共同溝、トレンチの保温は(標準仕様書第2編の施工箇所)を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。(天井内多湿箇所とする。) (○浴室(ユニットは除く) ○ 脱衣室 ○ ) ○ 屋外露出(○実験室 ○ )の保温外装は(○7R33 3R40A ○ )とする。 ○ 合成樹脂製カバーは(○1シートタイプ ○2ジャケットタイプ)とする。 (1) 露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外 ○ ドレン管 (○ 指定色塗装 ○ ) ○ 金属電線管 (○ 溶融亜鉛メッキ仕上 [付着量300g/m <sup>2</sup> 以上] ○ 指定色塗装) ○ 屋内内 (○ 指定色塗装 ○ ) (2) 塗装色 必要な場合には色見本を作成し、監督職員の承認を得ること。また、特別な指示のない限り、松戸市標準色(マンセル7.5Y 9/1とする。) 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。 ○ 受水槽 (○ ビット ○ )の吊り金物、支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。 穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 工事場所はビニルシート等により養生を行い、工事後は清掃を行うこと。 また、施工のための必要な範囲で家具等の移動、養生を行うこと。 建設機械は、排気ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 不法・違反無届局(不法・ワザル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込まないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込まないこと。 (3) 過積載車輜、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。 本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額 請負代金全額 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに書面により提出することができる。 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。なお、当該手続きに必要な費用は、特記なき場合は受注者の負担とする。 ○ 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 本工事は、ワンダーレスポンス対象工事である。																																
○ 塗装																																	
● 環境対策																																	
● 工事現場管理																																	
● 過積載による違法運行の防止																																	
● 保険	● 下表による。 ○ ( )の温度条件による。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">外 気</th><th colspan="6">屋 内</th></tr><tr><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏 期</td><td>34.7℃</td><td>%</td><td>28.0℃</td><td>50%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>1.8℃</td><td>%</td><td>22.0℃</td><td>40%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> ○ 低圧ダクト (○ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○ アングルフランジ工法 ○ スパイラルダクト)とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 取り付け箇所は ○ 図示した位置 ○ 外調機OA、SAダクト ○ 外気取り入れダクト ○ 送風機出口チャンパの分岐ダクト (1) 内貼りを施すチャンパの表示方法は外法とする。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付け付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (4) 防塵ダンパー 復帰方式(○遠隔 ○ ) 定格入力は0.2kVA、0.7A以上とする。 (5) ビストンダンパー 復帰方式(○遠隔 ○ ) (1) 冷温水管 ○ (2) 冷却水管 ○ (3) 油 管 ○ (4) 蒸 気 管 給気管 送 管 ○ (5) 高温水管 ○ (6) 膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への補給水管 ○ (7) ドレン管 ● 室内: 保温材内封VP、室外: カラーVP (8) 冷媒管 ● 断熱材被覆鋼管		外 気	屋 内						温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏 期	34.7℃	%	28.0℃	50%	℃	%	℃	%	冬 期	1.8℃	%	22.0℃	40%	℃	%	℃	%
	外 気			屋 内																													
		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																										
夏 期	34.7℃	%	28.0℃	50%	℃	%	℃	%																									
冬 期	1.8℃	%	22.0℃	40%	℃	%	℃	%																									
○ 設計用温度																																	
○ ダクト																																	
○ 風量測定口																																	
○ チャンパー																																	
○ ダンパー																																	
● 配管材料																																	
○ 設計用湿度																																	
○ 絶縁継手																																	
○ 保温																																	
○ 塗装																																	
● 環境対策																																	
● 工事現場管理																																	
● 過積載による違法運行の防止																																	
● 保険																																	
● 創意工夫等の実施																																	
● 官公署その他への届出手続等																																	
● 施工図等の取扱																																	
● ワンダーレスポンス																																	

項目	特記事項																																																									
○ 弁 類	JIS又はJV(○SK ○10K(図示部分)) 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ○ 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ ステンレス鋼管に使用する弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(注・連)には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、○ 流量調整弁 を設置する。 図示の位置に取付ける。 ○ 選りダクトの保温 範囲は(○ 図示による ○ ) ○ 外気ダクトの保温 範囲は(○ 図示による ○ ) ○ 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 温水管の項による。 ○ 空気調和機及びファンコイルの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温外装は別表-2による。																																																									
○ 絶縁継手																																																										
● 保温及び消音内貼り																																																										
● 冷媒配管	冷媒用被覆鋼管が外壁を貫通する場合は、塩ビ管をさや管として傾斜をつけて挿入し雨水の浸入を防止すること。また、外壁貫通部の内側及び外側の直近に支持金具を付け、冷媒管を堅固に固定すること。国土交通省認定による不燃材料とし、構造上不織布、補強材、グラスウール、フィルムにより構成されていて、端末は加工されているものとする。																																																									
○ 保温付フレキシブルダクト																																																										
● ダクト	● 低圧ダクト (○ コーナーボルト工法(長辺の長さが1500mm以下の部分) ○ アングルフランジ工法 ● スパイラルダクト)とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 建築基準法による厨房の火気使用室の換気ダクトの板厚は下表による。① (松戸市火災予防条例 第3条の4 第1項 第1号) (松戸市火災予防条例施行規則 第3条) (単位)mm <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">○ スパイラルダクト</th></tr><tr><th>ダクトの内径A</th><th>○ 亜鉛鉄板</th><th>○ ステンレス鋼板</th></tr></thead><tbody><tr><td>A ≤ 750</td><td>0.6以上</td><td>0.5以上</td></tr><tr><td>750 &lt; A ≤ 1000</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1000 &lt; A ≤ 1250</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1250 &lt; A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwh以下のもの)</th></tr><tr><th>ダクトの長辺A</th><th>○ 亜鉛鉄板</th><th>○ ステンレス鋼板</th></tr></thead><tbody><tr><td>A ≤ 300</td><td>0.6以上</td><td></td></tr><tr><td>300 &lt; A ≤ 450</td><td>0.6以上</td><td>0.5以上</td></tr><tr><td>450 &lt; A ≤ 1200</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1200 &lt; A ≤ 1800</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1800 &lt; A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwhを超えるもの)</th></tr><tr><th>ダクトの長辺A</th><th>○ 亜鉛鉄板</th><th>○ ステンレス鋼板</th></tr></thead><tbody><tr><td>A ≤ 450</td><td>0.6以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>450 &lt; A ≤ 1200</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1200 &lt; A ≤ 1800</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1800 &lt; A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr></tbody></table> (上表によるダクト板厚、及び板の材質の適用範囲は図示による。)	○ スパイラルダクト			ダクトの内径A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板	A ≤ 750	0.6以上	0.5以上	750 < A ≤ 1000	0.8以上	0.6以上	1000 < A ≤ 1250	1.0以上		1250 < A	1.2以上	0.8以上	○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwh以下のもの)			ダクトの長辺A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板	A ≤ 300	0.6以上		300 < A ≤ 450	0.6以上	0.5以上	450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上	1200 < A ≤ 1800	1.0以上		1800 < A	1.2以上	0.8以上	○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwhを超えるもの)			ダクトの長辺A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板	A ≤ 450	0.6以上	0.6以上	450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上	1200 < A ≤ 1800	1.0以上		1800 < A	1.2以上	0.8以上
○ スパイラルダクト																																																										
ダクトの内径A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 750	0.6以上	0.5以上																																																								
750 < A ≤ 1000	0.8以上	0.6以上																																																								
1000 < A ≤ 1250	1.0以上																																																									
1250 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwh以下のもの)																																																										
ダクトの長辺A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 300	0.6以上																																																									
300 < A ≤ 450	0.6以上	0.5以上																																																								
450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上																																																								
1200 < A ≤ 1800	1.0以上																																																									
1800 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
○ 矩形ダクト(厨房設備の入力が21Kwhを超えるもの)																																																										
ダクトの長辺A	○ 亜鉛鉄板	○ ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 450	0.6以上	0.6以上																																																								
450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上																																																								
1200 < A ≤ 1800	1.0以上																																																									
1800 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
○ 風量測定口	取付箇所は図示による。																																																									
● ダンパー	空気調和設備の当該項目による。																																																									
○ 排気ダクトのシールド	○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 ○ 厨房系統 ○ 高圧2ダクトのシールド 長方形ダクト ○ N+Aシールド ○ Bシールド 円形ダクト ○ A、Bシールド ○ Cシールド																																																									
○ チャンパー	空気調和設備の当該項目による。																																																									
● 保温	● 全熱交換ユニット用のOAダクト ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ● 保温範囲は外壁吸込口から全熱交換ユニット間、保温仕様は別表-2による。 ○ 一般のOAダクト ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ● 全熱交換ユニット用のEAダクト ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ● 保温範囲は外壁排気口から全熱交換ユニット間、保温仕様は別表-2による。 ○ 一般のEAダクト ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○ 保温範囲は外壁から1m、保温仕様は別表-2による。 ○ 多湿箇所のダクトの保温要 (○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○ ) ○ (○ 厨房 ○ 湯沸室 ○ 調理室)の保温要 (保温範囲は屋内系統ダクトすべてとし、保温仕様は別表-2による。)																																																									
○ 換気用ダクト(保温厚25mm) ①																																																										
○ 外気取り入れ用(保温厚25mm) ②																																																										
○ 給気排気用ダクト(保温の厚さ25mm・外壁より1m) ③																																																										
○ ロックウール(厚さ50mm)(厨房等で火気使用機器用の排気ダクト) ④																																																										
(備考) ①印の特記内容は、松戸市仕様である。																																																										
	<table border="1"><thead><tr><th>工事名</th><td>松戸市大金玉平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事</td></tr><tr><th>図面名</th><td>特記仕様書(1)</td></tr><tr><th>作成年月日</th><td>令和6年2月9日</td><th>変更年月日</th><td></td></tr><tr><th>縮尺</th><td>No Scale</td><th>図面番号</th><td>M-01</td></tr><tr><th rowspan="3">設計</th><td>株式会社 クリエイト建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号</td></tr><tr><td colspan="3">松戸市 街づくり部 建築保全課</td></tr></thead></table>	工事名	松戸市大金玉平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事	図面名	特記仕様書(1)	作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日		縮尺	No Scale	図面番号	M-01	設計	株式会社 クリエイト建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号	松戸市 街づくり部 建築保全課																																										
工事名	松戸市大金玉平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事																																																									
図面名	特記仕様書(1)																																																									
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日																																																								
縮尺	No Scale	図面番号	M-01																																																							
設計	株式会社 クリエイト建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号																																																									
	松戸市 街づくり部 建築保全課																																																									

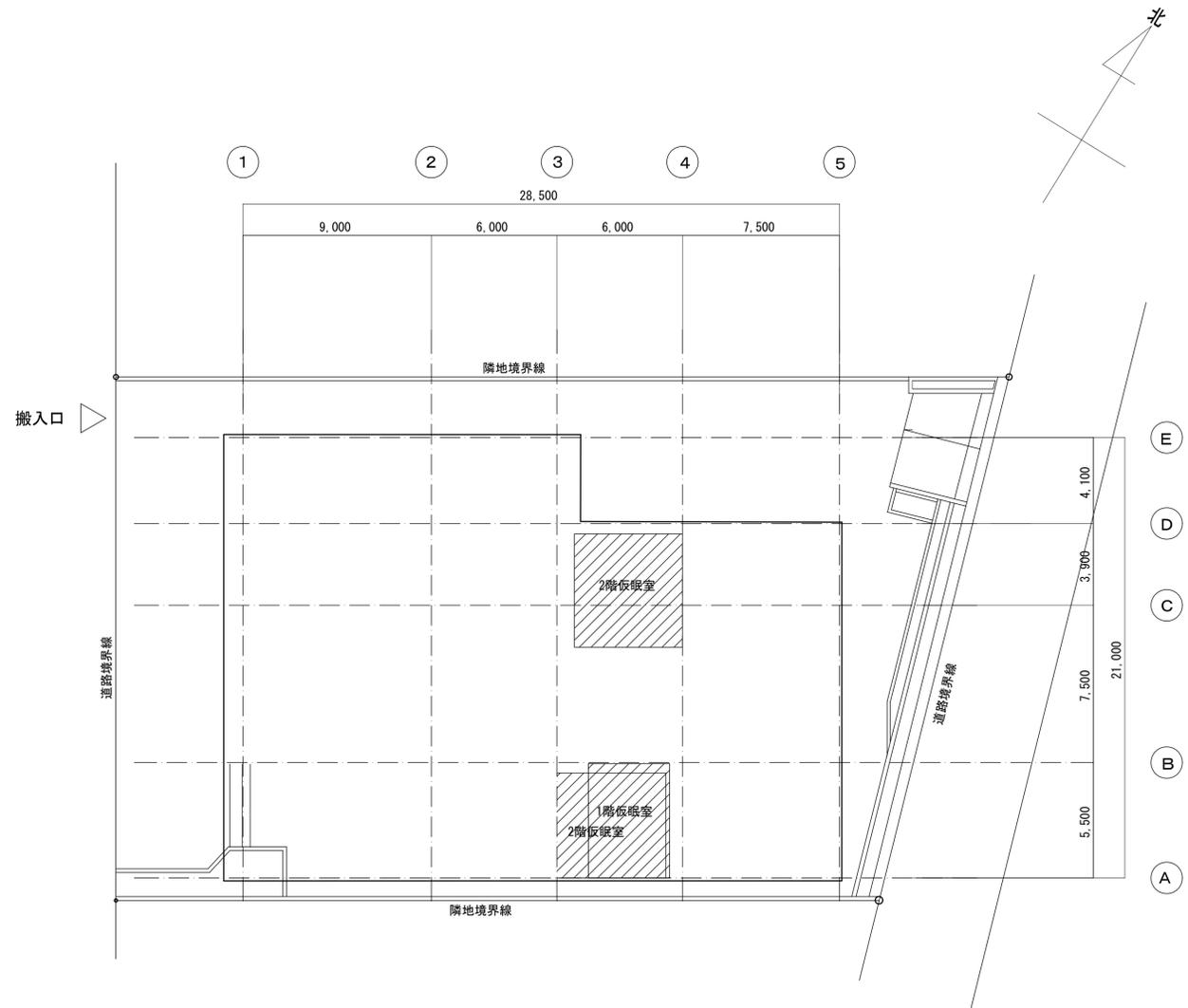
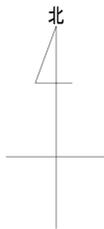




工事場所：松戸市大金平五丁目414番地  
(大金平消防署)

案内図 S=1:2,500

<凡例> : 工事場所を示す。



案内図 S=1:200

<凡例> : 工事箇所を示す。  
 : 搬入口

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	案内図・配置図		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:2,500・200	図面番号	M-03
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		

## 工事概要

大金平消防署仮眠室個室化に伴い、空調・換気設備等の撤去・改修工事を行う。

### 1. 空調設備工事

- 現在仮眠室として使用している部屋の個室化に伴う空調設備の撤去・新設を行う。
- 空調機・換気機器の設置に伴い、リモコン線、制御線の配線を行う。

### 2. 換気設備工事

- 仮眠室の全熱交換機及びダクトを撤去し、各室ごとに換気を行う。
- 外壁ベントキャップ、梁内ダクトは再使用とする。

### 3. 撤去工事

- 既設仮眠室にある既設空調機、冷媒管、ドレン管、等の撤去を行う。
- 既設全熱交換機系統の天井内加湿用給水管を撤去する。
- 洗面化粧台ユニットの撤去に伴う給水管、排水管の閉塞を行う。

【すべて撤去】

空調設備機器表【撤去】

記号	名称	室名	設置場所	規格・仕様	電源	数量	参考型番
ACP-24	空冷ヒートポンプ エアコン	第1仮眠室	屋内機：第1仮眠室 屋外機：屋上(中央)	冷房能力4.0kW 暖房能力4.5kW ペア 天カセ 4方向吹出 R32 ワイヤードリモコン	3相200V	1	SZRC45BAT
ACP-25	空冷ヒートポンプ エアコン	第1仮眠室	屋内機：第1仮眠室 屋外機：1階外壁	冷房能力5.6kW 暖房能力6.7kW ペア 壁掛 ルームエアコン ワイヤレスリモコン	単相200V	1	F56STEP-W
ACP-26	空冷ヒートポンプ エアコン	第4仮眠室	屋内機：第4仮眠室 屋外機：屋上(北)	冷房能力5.6kW 暖房能力6.3kW ペア 天カセ 4方向吹出 R32 ワイヤードリモコン	3相200V	1	SZRC63BAT
ACP-27	空冷ヒートポンプ エアコン	第3仮眠室	屋内機：第3仮眠室 屋外機：屋上(中央)	冷房能力5.6kW 暖房能力6.3kW ペア 天カセ 4方向吹出 R32 ワイヤードリモコン	3相200V	1	SZRC63BAT
EXF-14	全熱交換器	第3仮眠室 第4仮眠室	第3仮眠室 第4仮眠室	250m <sup>3</sup> /h 天井埋込カセット形 ワイヤードリモコン	1相100V	2	VAC250GDES
EXF-15	全熱交換器	第1仮眠室	第1仮眠室	150m <sup>3</sup> /h 天井埋込カセット形 ワイヤードリモコン	1相100V	1	VAC150GDES

凡 例

名称	記号	仕様	備考
冷媒管	— R —	空調冷媒用被覆銅管 (連絡線共巻)	液管φ6.4 ガス管φ9.5
ドレン管	— D —	屋内 保温付塩ビ管VP 屋外露出 カラーVP	
リモコン配線	— L —	EM-C E E (1.25-2C) 露出部MM1 (A)	
リモコン	□ R1・R2	ワイヤレスリモコン・ワイヤードリモコン	
天井点検口	□	450角	別途建築工事

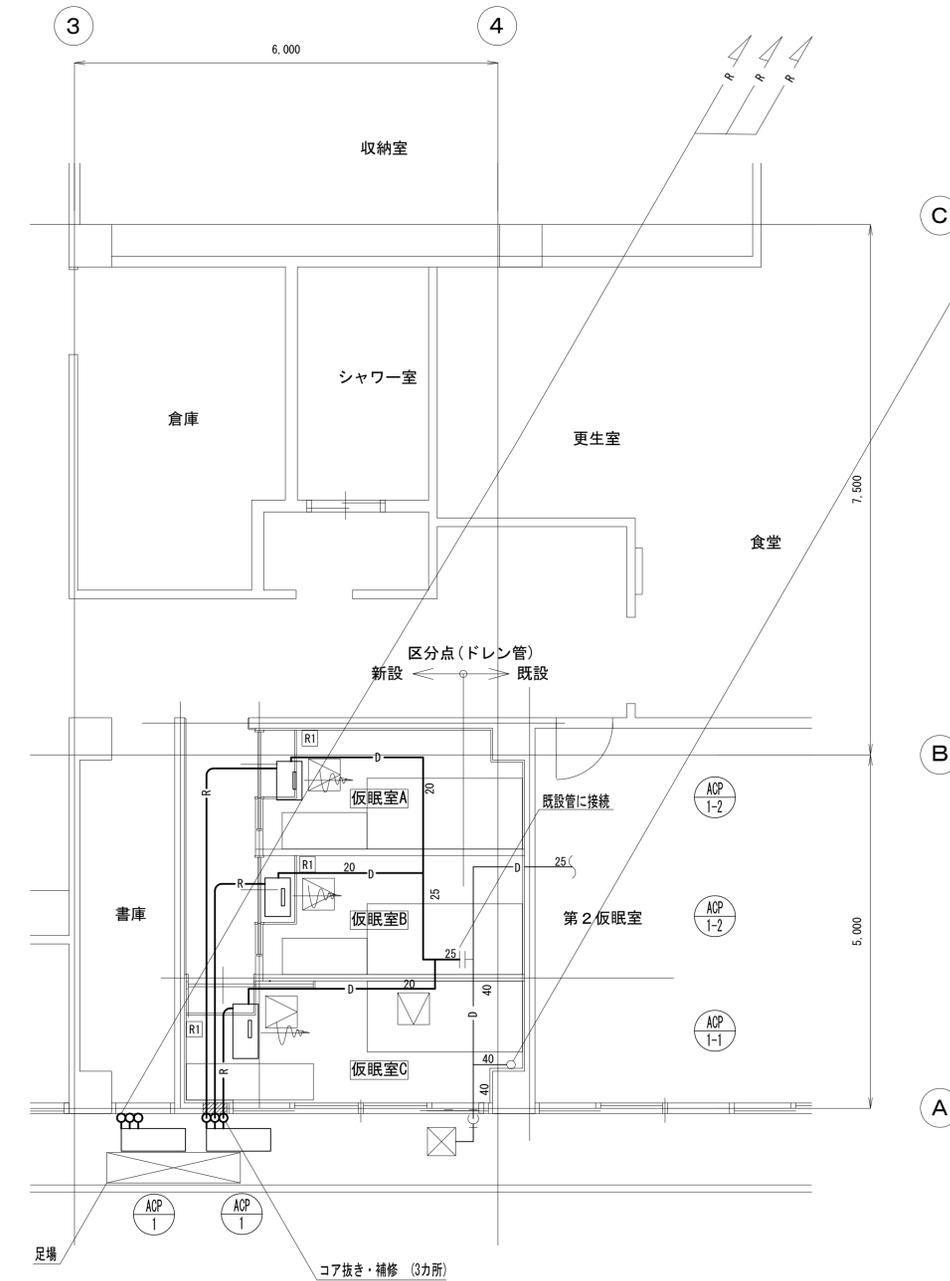
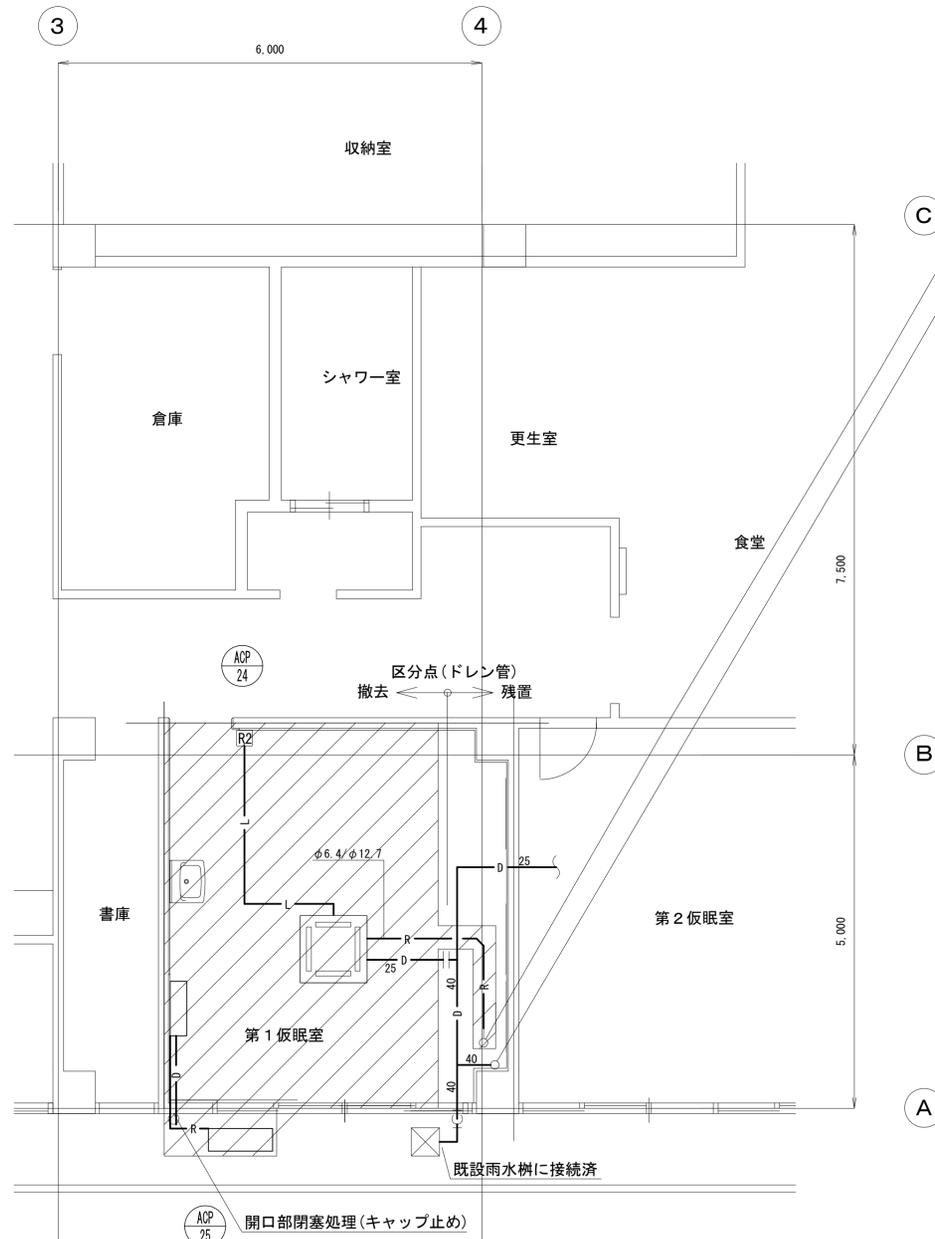
空調設備機器表【新設】

記号	名称	設置場所	仕様	電気容量		台数	備考
				相	V		
ACP-1	パッケージ形 空気調和機 (屋外機)	1階外壁	型式 マルチ室外機 室内機3台組み合わせ 冷房能力 6.8 kW 消費電力 2.12 kW 暖房能力 8.6 kW 消費電力 2.12 kW 圧縮機定格出力 1.9 kW 送風機出力 0.06 kW 配管サイズ 冷媒管φ6.4×φ9.5 付属品 壁掛架台	単	200	2	参考品番 CU-3M680D2
ACP-1-1	パッケージ形 空気調和機 (屋内機)	仮眠室C、E、F	型式 天井ビルトイン型 2.2 kWタイプ 配管サイズ 冷媒φ6.4×φ9.5 ドレン 20A 付属品 ワイヤレスリモコン、その他必要部品一式			3	参考品番 CS-MB220DC2
ACP-1-2	パッケージ形 空気調和機 (屋内機)	仮眠室A、B、D	型式 天井ビルトイン型 1.6 kWタイプ 配管サイズ 冷媒φ6.4×φ9.5 ドレン 20A 付属品 ワイヤレスリモコン、その他必要部品一式			3	参考品番 CS-MB160DC2
ACP-2	パッケージ形 空気調和機 (室外機)	2階屋上	型式 マルチ室外機 室内機3台組み合わせ 冷房能力 6.8 kW 消費電力 2.12 kW 暖房能力 8.6 kW 消費電力 2.12 kW 圧縮機定格出力 1.9 kW 送風機出力 0.06 kW 配管サイズ 冷媒管φ6.4×φ9.5 付属品 基礎ブロック、防震ゴム	単	200	1	参考品番 CU-3M680D2
ACP-2-1	パッケージ形 空気調和機 (室内機)	仮眠室G~I	型式 天井ビルトイン型 2.2 kWタイプ 配管サイズ 冷媒φ6.4×φ9.5 ドレン 20A 付属品 ワイヤレスリモコン、その他必要部品一式			3	参考品番 CS-MB220DC2

換気設備機器表【新設】

記号	名称	設置場所	仕様	電気容量		台数	備考
				相	V		
HEU-1	全熱交換器	仮眠室A~I	型式 天井埋込形 換気能力 110 m <sup>3</sup> /h 静圧 28 Pa 消費電力 15W (単相100V) 付属品 ワイヤードリモコン、その他必要部品一式	単	100	3	参考品番 LGH-N25RXW2

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	工事概要・凡例・機器表【改修前・改修後】		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	No Scale	図面番号	M-04
設計	株式会社 クリエイト建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



【改修前】  
1階平面図 S=1:50

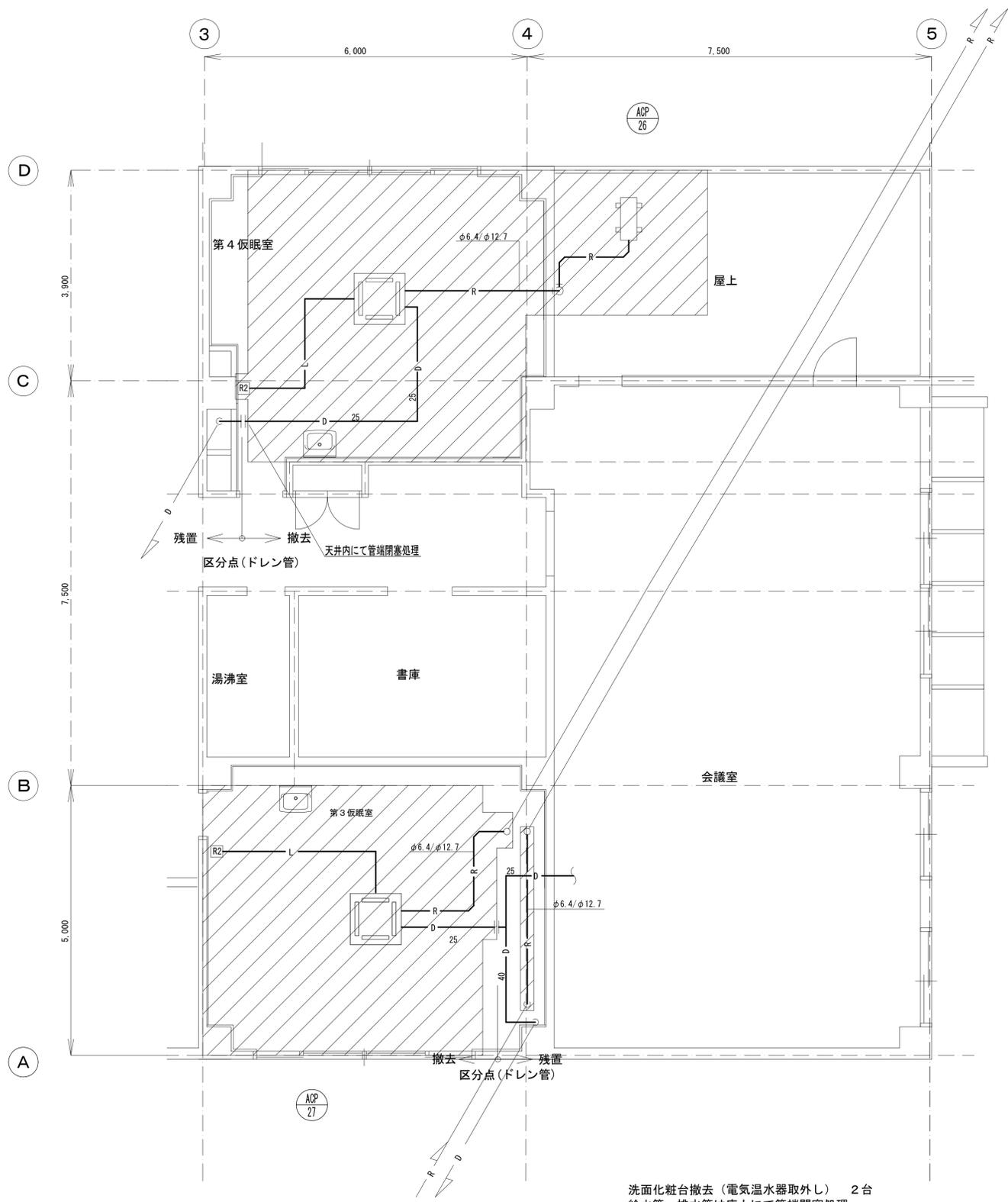
洗面化粧台撤去(電気温水器取外し) 1台  
給水管・排水管は床上にて管端閉塞処理  
(給水管φ25、排水管φ50、共に塩ビ管)  
床撤去補修・プラグ止め

撤去範囲を示す

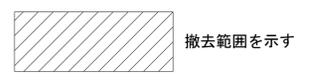
冷媒管サイズ(ガス)	冷媒管サイズ(液)
φ9.5	φ6.4

【改修後】  
1階平面図 S=1:50

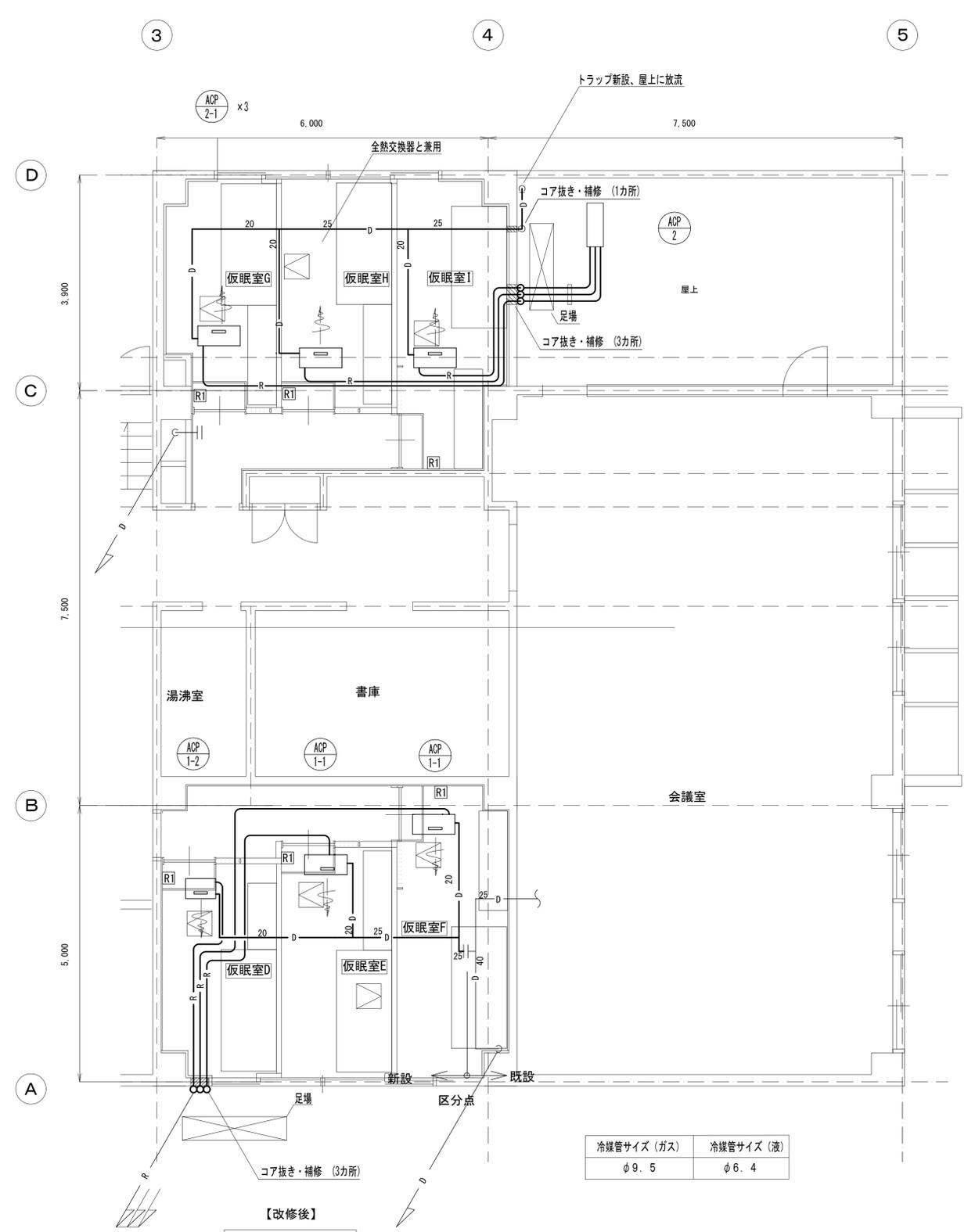
工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	1階平面図【改修前・後】(空調設備)		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:50	図面番号	M-05
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



【改修前】  
2階平面図 S=1:50



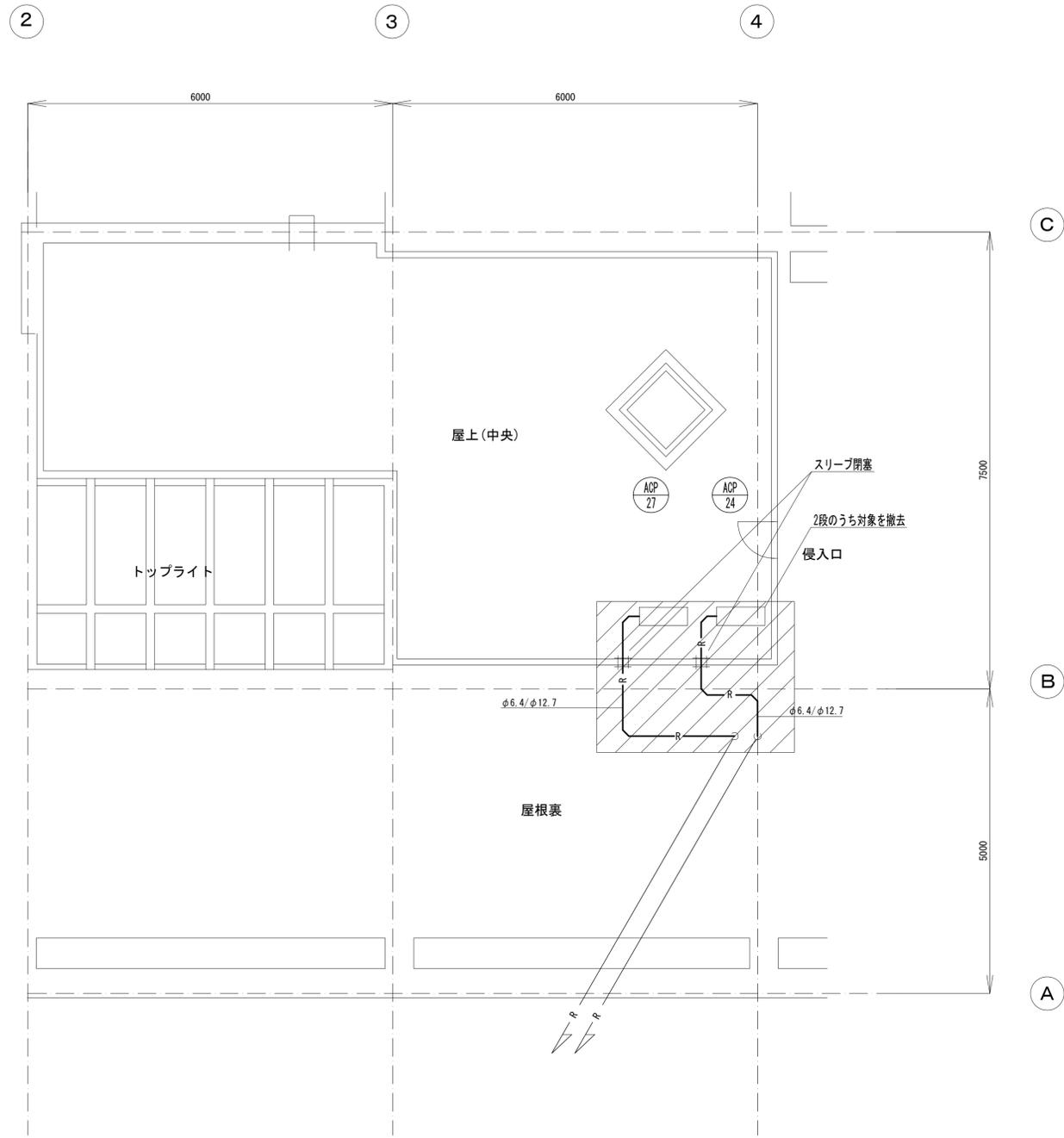
洗面化粧台撤去（電気温水器取外し） 2台  
給水管・排水管は床上にて管端閉塞処理  
床撤去補修・プラグ止め  
（給水管φ25、排水管φ50、共に塩ビ管）  
※電気温水器一台は六美消防署へ移設



【改修後】  
2階平面図 S=1:50

冷媒管サイズ (ガス)	冷媒管サイズ (液)
φ9.5	φ6.4

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	2階平面図【改修前・後】（空調設備）		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:50	図面番号	M-06
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



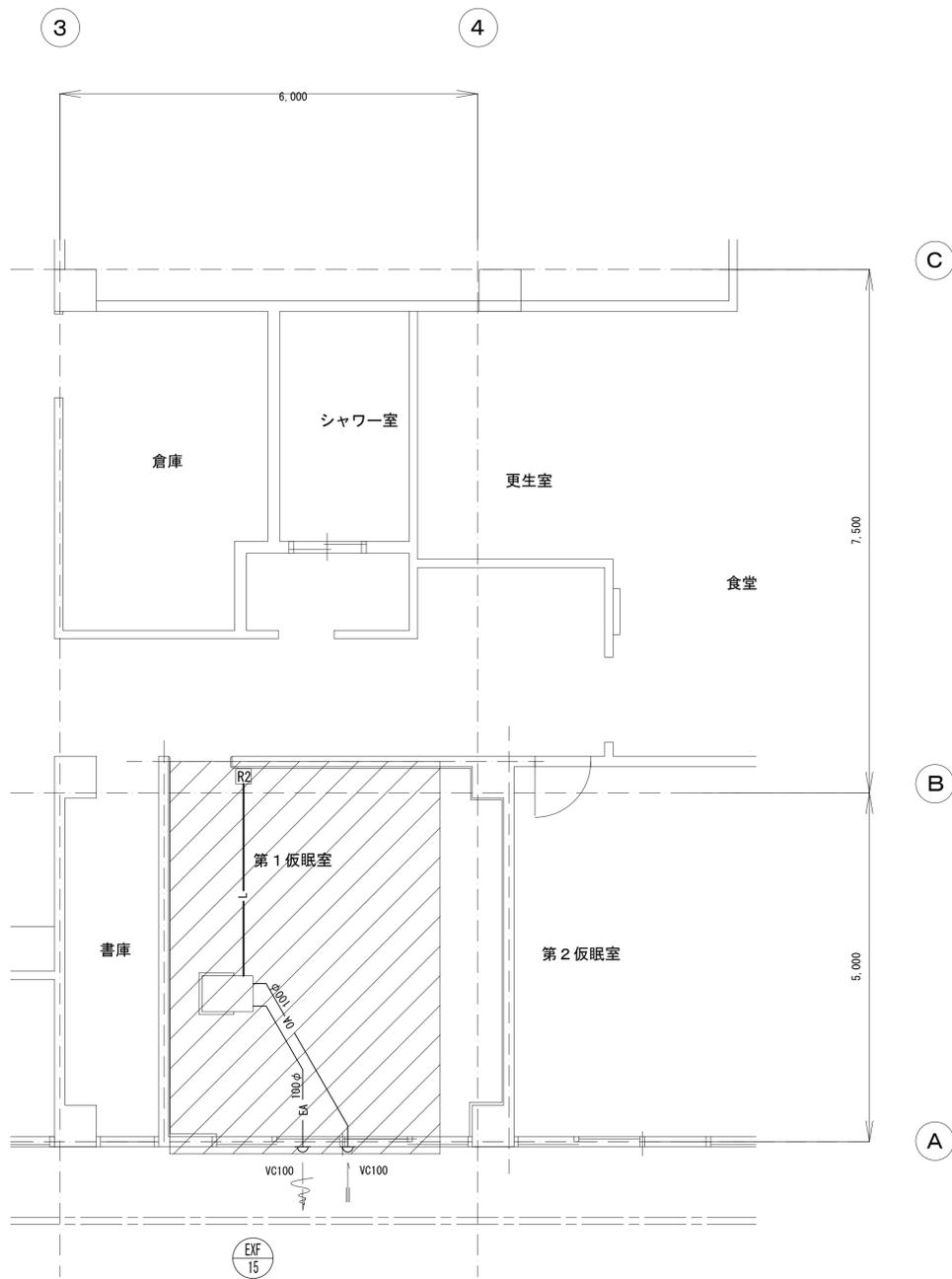
【改修前】

R階平面図 S=1:50



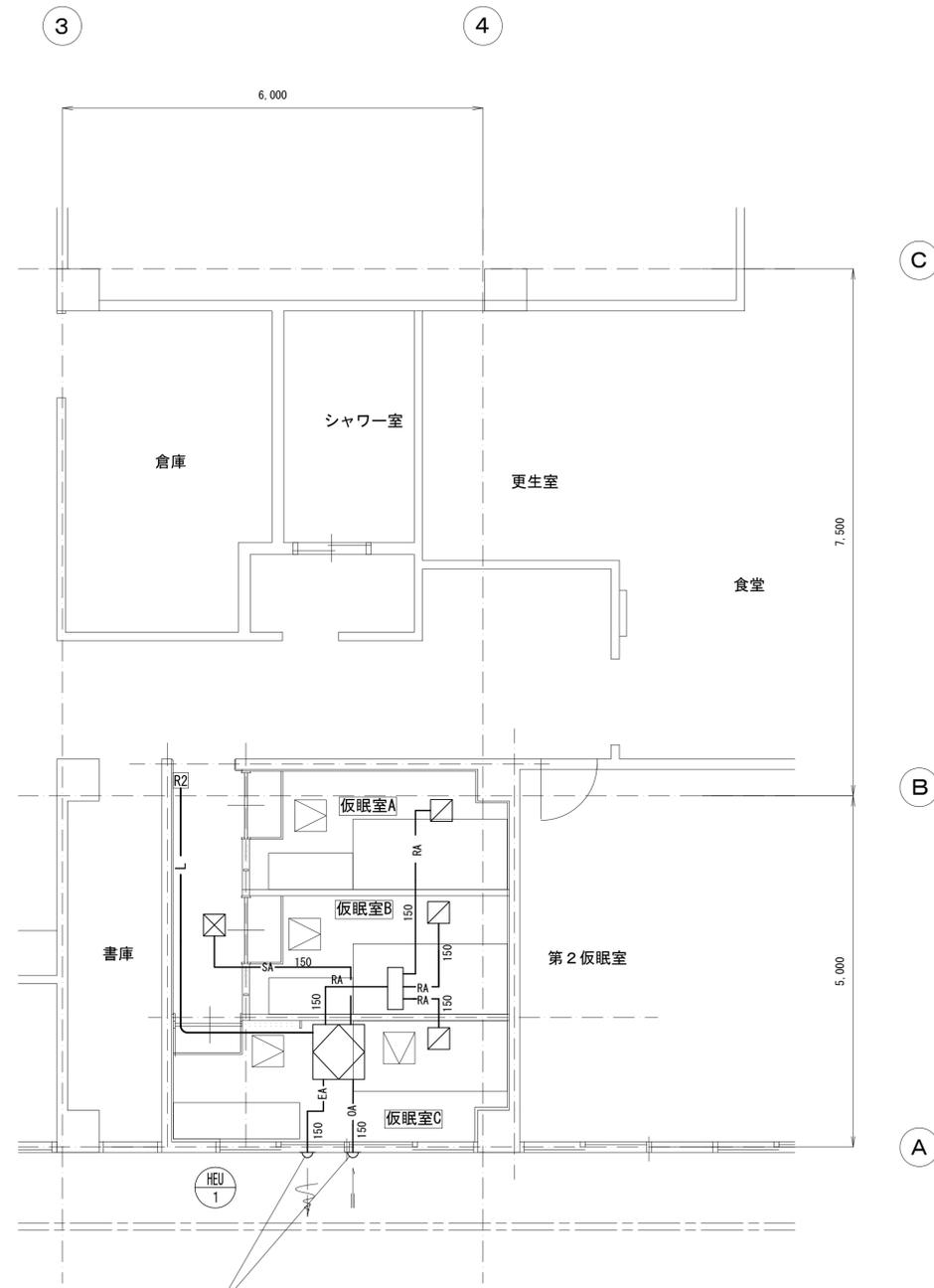
撤去範囲を示す

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	R階平面図【改修前】（空調設備）		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:50	図面番号	M-07
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



【改修前】  
1階平面図 S=1:50

 撤去範囲を示す

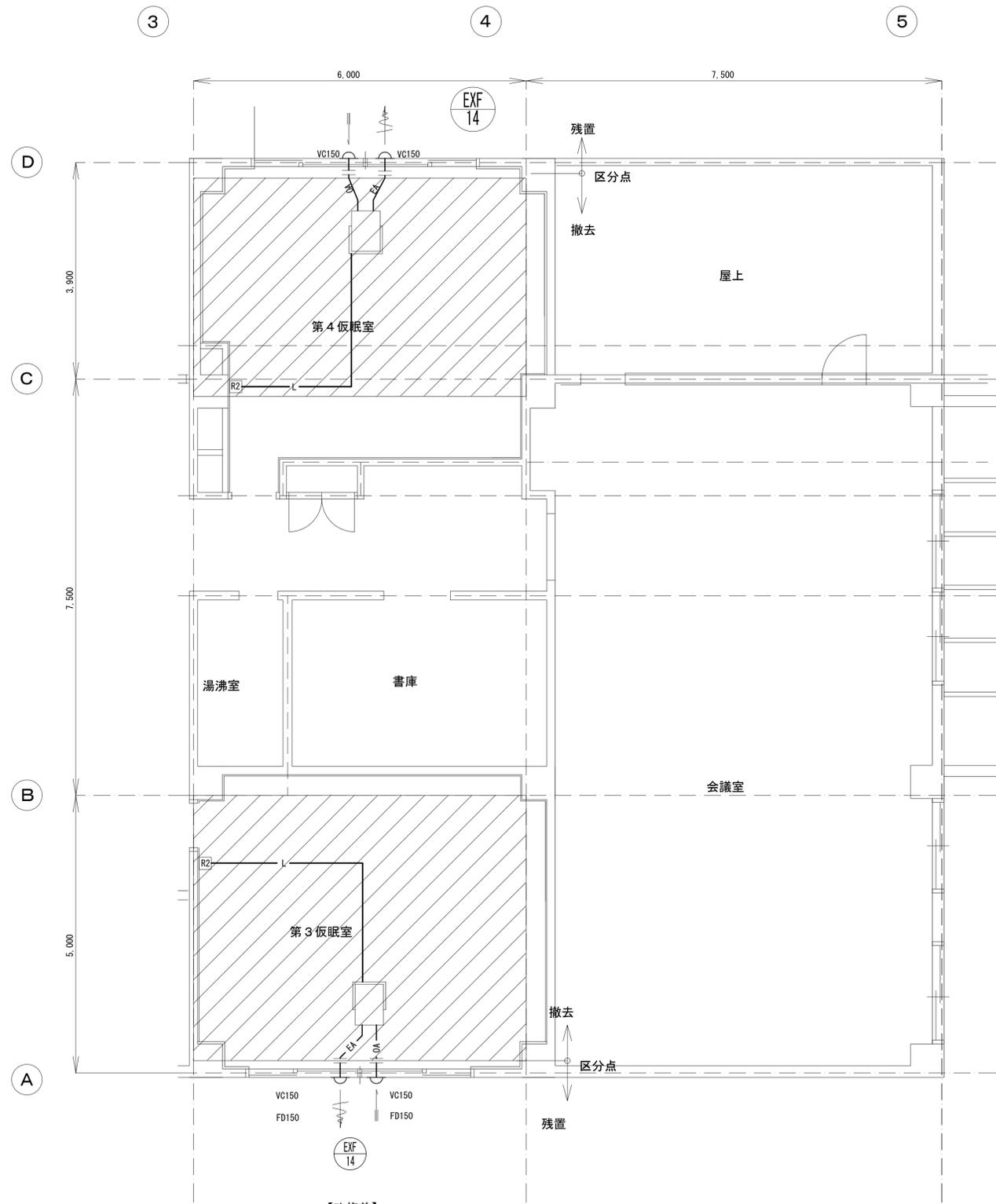


【改修後】  
1階平面図 S=1:50

吹出口	数量
仮眠室通路 天井吹出口 E2(角型)	1
吹出口 310×310	
SA 110 m <sup>3</sup> /h	
B O X 340×360×250H	

吹出口	数量
仮眠室 天井吸込口 E2(角型)	3
吹出口 310×310	
SA 37 m <sup>3</sup> /h	
B O X 340×360×250H	

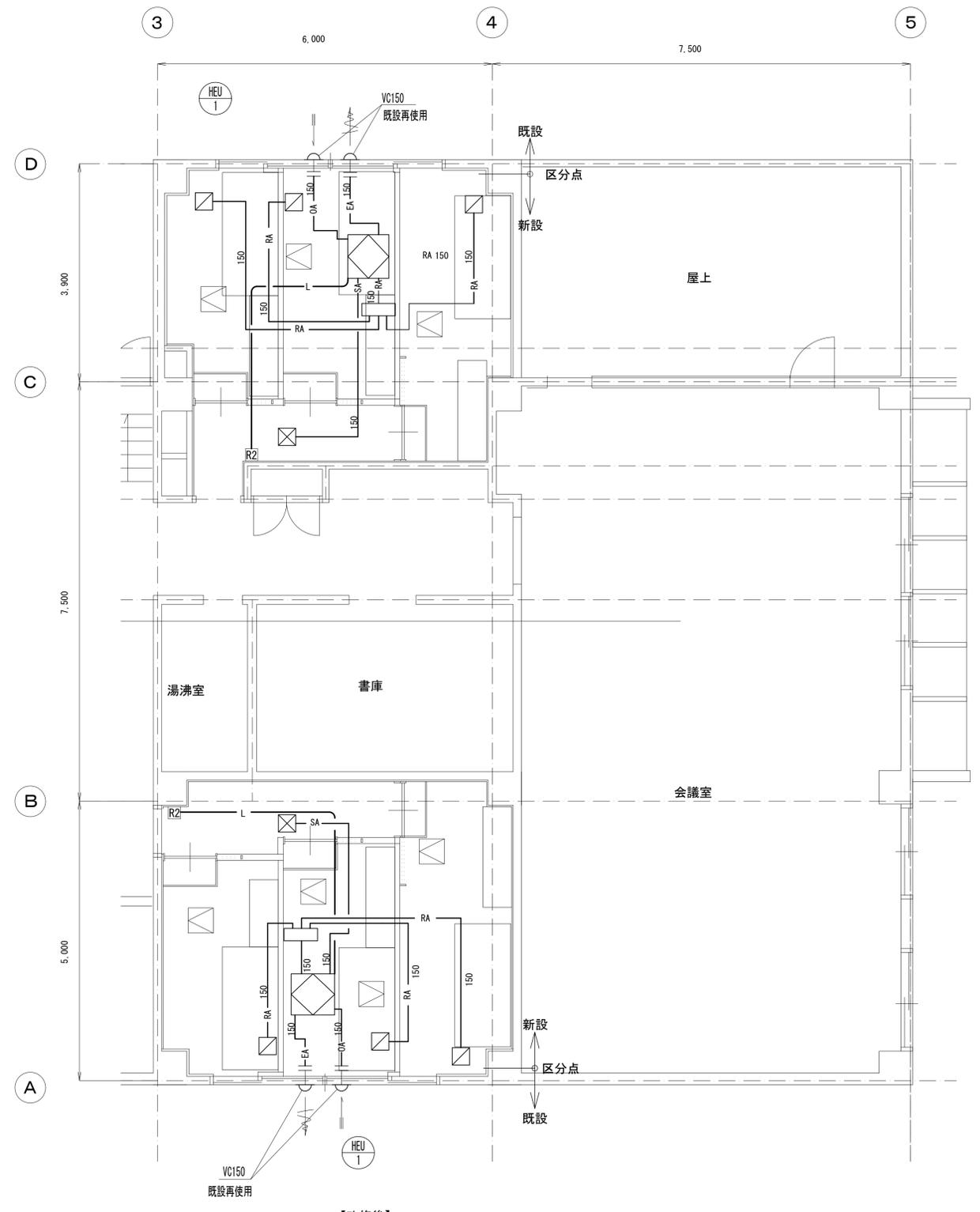
工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	1階平面図【改修前・後】(換気設備)		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:50	図面番号	M-08
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



【改修前】

2階平面図 S=1:50

 撤去範囲を示す



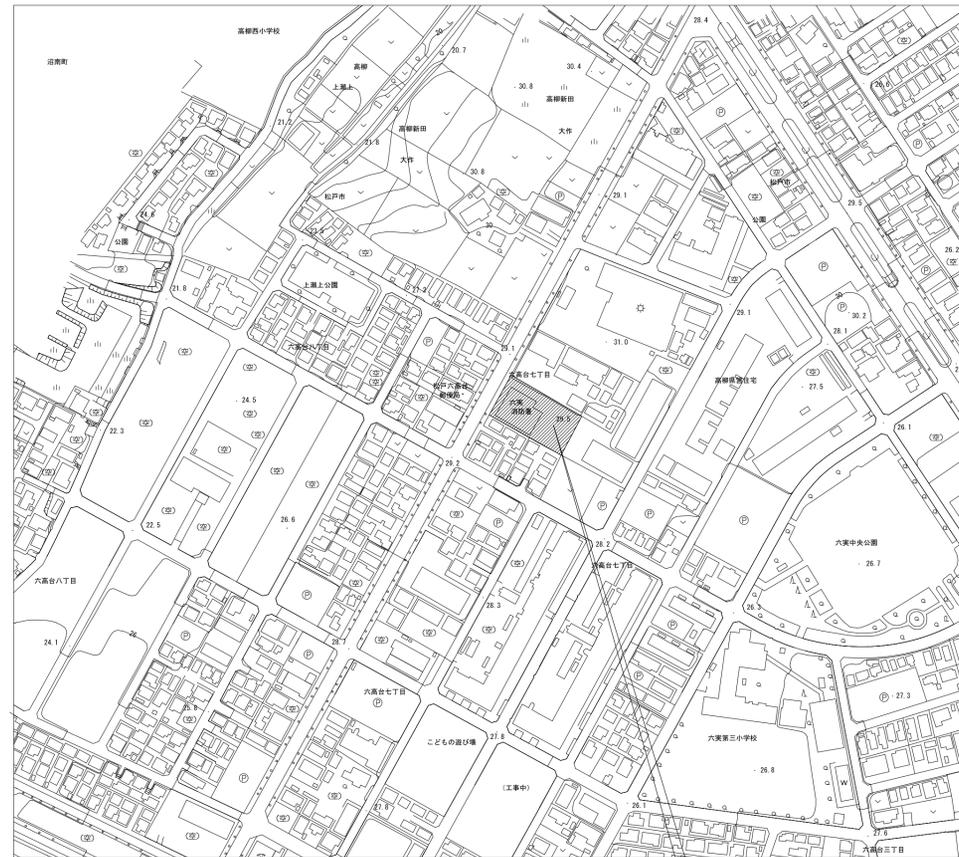
【改修後】

2階平面図 S=1:50

吹出口	数量
仮眠室通路 天井吹出口 E2(角型)	2
SA	110 m3/h
B O X	340 × 360 × 250H

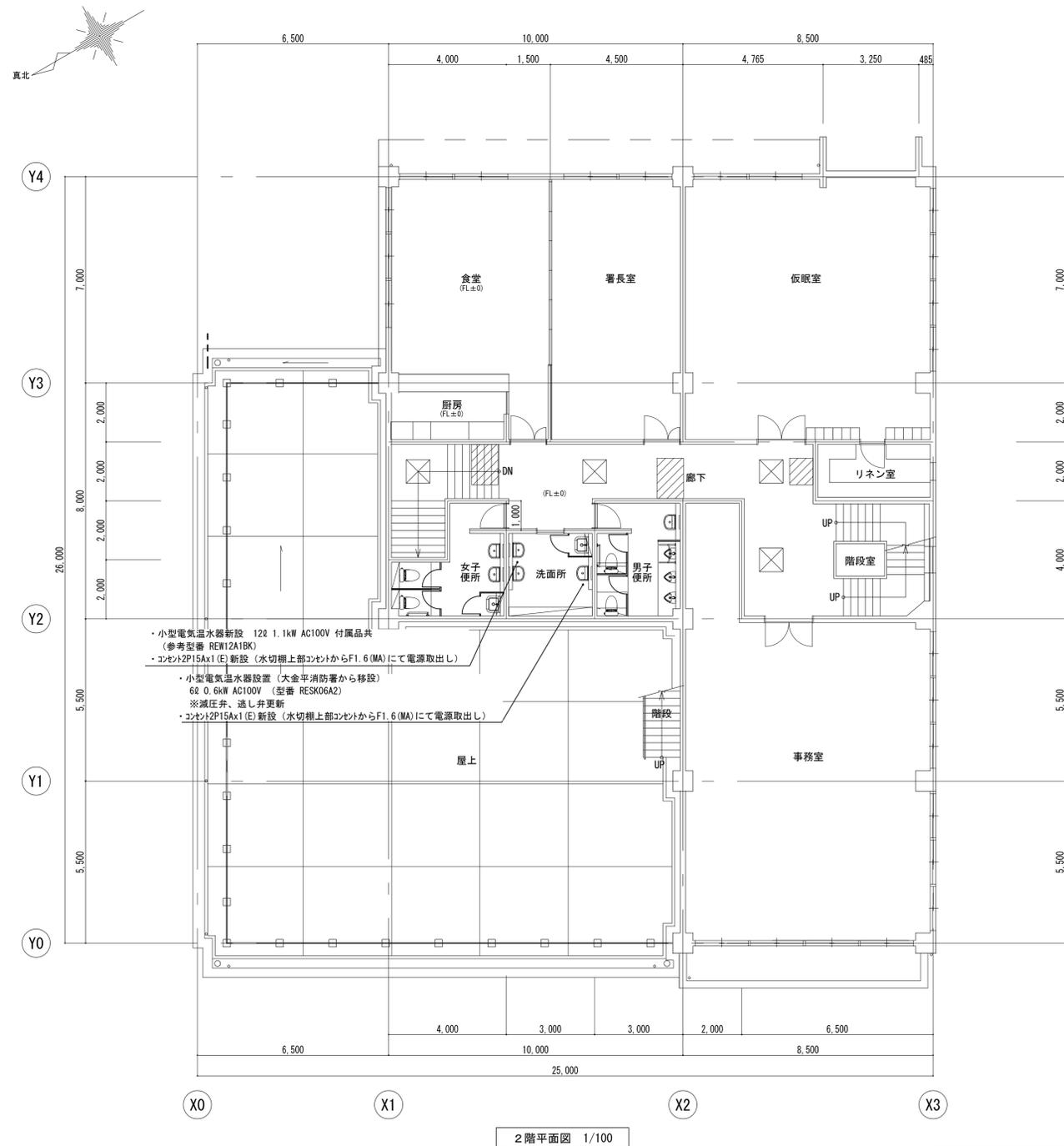
吹出口	数量
仮眠室 天井吸込口 E2(角型)	6
SA	37 m3/h
B O X	340 × 360 × 250H

工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	2階平面図【改修前・後】(換気設備)		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	
縮尺	1:50	図面番号	M-09
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



工事場所：松戸市六高台消防署  
住所：松戸市六高台七丁目94番地

案内図 1/2500  
 工事場所を示す



工事名	松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事		
図面名	小型電気温水器移設 案内図、平面図		
作成年月日	令和 年 月 日	変更年月日	
縮尺	1:2500 1:100	図面番号	M-10
設計	株式会社 クリエイト 建築事務所 千葉県知事登録 第1-2111-360号 水野 武明 一級建築士大臣登録第37324号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		

《 松戸市建築工事提出書類等一覧表 》 (2023.10)

1. 工事名称 松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市大金平五丁目414番地

3. 工期 令和 年 月 日 から 令和 8年 3月13日 まで

4. CADデータの貸与 有 無

- ※1. 基準等にある「建」とは「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」を指す。
- ※2. 基準等にある「電」とは「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」を指す。
- ※3. 基準等にある「機」とは「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」を指す。
- ※4. 基準等にある「請負契約〇〇条」は「工事請負契約書」を指す。

	摘要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 着 工 前 に 提 出	<b>■工事实績情報(工事カルテ)の登録</b> (受注登録工事カルテ受領書、受注登録データ) ※契約額が500万円以上(契約後10日以内に登録)  【契約後14日以内】	報告	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4 松戸市建設工事 適正化指導要綱	代表者
	<b>□電気保安技術者通知書</b> (資格者証の写し)  【契約後14日以内】	承諾	1	建1.3.3 電1.3.2 機1.3.2	
	<b>■施工体制台帳・下請業者選定通知書・施工体系図</b> 【下請契約後14日以内に提出(下請契約がない場合不要)】	報告	2	請負契約第7条 建1.1.5 電1.1.5 機1.1.5 松戸市建設工事 適正化指導要綱	
	<b>■実施工程表</b> ※建築・電気・機械などの関連工事工程も記載 【初回打合せ後速やかに】	承諾	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	<b>■総合施工計画書</b> 1. 組織表(現場代理人、主任技術者、工事用電力設備の保安責任者など)、緊急連絡体制、仮設計画図 2. 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、養生・片付け、工事の保険、関係官公署その他の関係機関への届出等一覧表など  【初回打合せ後速やかに】	報告	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 中 に 提 出	■設計図書の照査報告書 【適宜】	報告	1	請負契約第19条	代表者
	■工種別施工計画書 ※資格者名簿・資格者証、使用資機材、使用材料・ 機材品質証明書などを添付	承諾	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	主任技術者 及び現場代理人
	■施工図等（施工図、製作図、カタログ等） ※施工図、製作図は主任・現場が全ての図面に記名	承諾	1	建1.2.3 電1.2.3 機1.2.3	主任技術者 及び現場代理人
	■発生材処理計画書 産廃業者と契約書の写し（単価記載） 産廃業者の許可書の写し 再資源利用（促進）計画書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※登録は契約額が100万円以上 【廃棄物搬出前】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□月報（出来高・進捗表） 【月初め7日以内】	報告	1		
	□定例打合せ記録 【適宜】	報告	1		
	■詳細工程表（月間工程表） ※年末年始・GW・夏季等については、 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載 【前月末日まで】	報告	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	□地業（既製コンクリート杭等）工事結果報告書	報告	1	建1.5.4	主任技術者 及び現場代理人
	■試験結果報告書	報告	1	建1.4.5 建1.5.6 電1.4.5 電1.5.4 機1.4.6 機1.5.5	主任技術者 及び現場代理人
	□発生土処理報告書	報告	1		
	■発生材処理報告書 産廃業者マニフェストの写し（E票） 再資源利用（促進）実施書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 【処分後】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□出来高検査 1 出来高検査願 2 出来高報告書	報告	1	請負契約第39条	
	□現場休止届（年末年始・GW・夏季等） ※安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載	報告	1		

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
完 成 後 に 提 出	■関係官公署その他の関係機関への届出等 【工事完了後速やかに】	報告	1		代表者
	■しゅん工届 【工事完了後速やかに】		1	建1.6.1 電1.6.1 機1.6.1	
	■自主検査記録（現場代理人以外の検査とする） 【工事完了後速やかに】	報告	1		
	■工事写真（建築工事写真撮影基準に準拠）			建1.2.4 電1.2.4 機1.2.4	
	■1 工事記録写真	写真帳	1		
	■2 完成写真 【工事完了後速やかに】	写真帳	1		
	■完成図 PDF, CADデータ	CDもし くはDVD	2	建1.7.2 電1.7.2 機1.7.2	
	■電子納品 電子媒体 電子媒体納品書	CDもし くはDVD	2 1	※松戸市建築事業 に係る電子納品 運用ガイドライ ン（案）	
	■工事实績情報（工事カルテ）の登録 （竣工登録工事カルテ受領書、竣工登録データ） ※500万以上	報告書	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4	
	■引渡し関係 ■1 予備品等引渡通知書（リスト共） □2 キーボックス		3		
	□防水工事に関する保証書 各種防水仕様による保証書（特記仕様による） 元請業者、製造業者及び防水施工業者の連名	保証書	3		
	■保全に関する資料 □1 建築物等の利用に関する説明書	原則、 CDもし	2	建1.7.3 電1.7.3	
	■2 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む）	くはDVD	2	機1.7.3	
	□3 機器性能試験成績書	D	1		
■4 官公署届出書類		1			
□5 総合試運転報告書		1	電1.7.3		
□6 総合試運転調整報告書		1	機1.7.3		

《 松戸市建築工事検査・立会い一覧表 》 機械設備工事編 (2022.4)

1. 工事名称 松戸市大金平消防署仮眠室個室化改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市大金平五丁目4 1 4 番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 8年 3月13日 まで

標 仕：公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版

改標仕：公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版

No	検査・立会い項目	基準等	備 考
1	検査		
	■ 1 品質管理検査(必要に応じて)	標 仕:1 編 1.3.4 改標仕:1 編 1.3.4	
	■ 2 機材の検査(承諾済は除く)	標 仕:1 編 1.4.5 改標仕:1 編 1.4.5	
	■ 3 一工程の施工の確認及び報告による検査	標 仕:1 編 1.5.4(1) 改標仕:1 編 1.6.5(1)	
	■ 4 監督職員の指示による検査	標 仕:1 編 1.5.4(2) 改標仕:1 編 1.6.5(2)	
2	立会い		
	■ 1 主要機器設置施工の立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(イ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(イ)	
	■ 2 施工後に検査が困難な箇所の施工立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(ウ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(ウ)	
	□ 3 総合調整立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(I) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(I)	
	■ 4 監督職員の指示による立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(オ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(オ)	
	□ 5 ステンレス鋼管手動溶接時の立会い	標 仕:2 編 2.5.7(2)(イ) 改標仕:2 編 2.3.7(2)(イ)	
	□ 6 主要機器搬入時の立会い		